

当別町農業DX化業務委託に係る公募型プロポーザル企画提案説明書

1 業務名

当別町農業DX化業務委託

2 業務目的

令和6年6月に策定した第2期当別町農業10年ビジョンでは、農業産出額の増加に向けた重点施策の一つに「スマート農業」を位置付けている。

担い手不足や生産コスト上昇など農業情勢が厳しさを増す中、農業10年ビジョンに掲げる経営目標の実現に向けて、生産から流通までのDX化を推進し、農家労働力の負担軽減による作付面積の拡大、計画出荷による販売額の拡大等の経営改善及び新規作付者の拡大を図る。

令和8年度については、令和7年度から令和9年度までの3か年にわたる取り組みの2年度目として、令和7年度に実施した「当別町農業DX化推進事業」の実証を基に、ブランド品目である花きを中心に、令和10年度の実装を目指した、複数のデジタル技術を活用した実証に取り組む。

3 業務内容

(1) 業務内容

生産から流通までのDX化に向けた以下の業務とする。

- ア 花き共選施設における効率的な自動選別機の実装に向けた実証
- イ 花き経営における経営改善支援サービスの実装に向けた実証
- ウ 花きの販路拡大に向けた海外輸出マーケティング
- エ その他関連業務

(2) 業務期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

(3) 令和8年度予算額

10,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※留意点

本公募型プロポーザルは、令和8年度予算の成立を前提に年度開始前準備行為として行うものであり、選定した事業者とは、令和8年度予算が成立することを契約の条件とするため、十分留意のうえ応募すること。

4 参加資格

公募型プロポーザルに参加しようとする者（以下「参加希望者」という。）は、次に掲げる要件に該当する単独の事業者又は複数の事業者等で構成する連合体とする。

(1) 共通要件

- ア 本業務を円滑に遂行するため、専門知識、経験を有した要員等、業務に従事できる者が十分に確保できる体制が確立しており、総括責任者が本業務を一貫して担当することができること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないものであること。
- ウ 当別町財務規則（昭和44年当別町規則第12号）第122条の規定に該当するものであること。
- エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないものであること。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないものであること。
- カ 法人税、都道府県税、市町村税、消費税及び地方消費税を滞納しているものでないこと。
- キ 宗教活動、政治活動を主たる目的とするもの又は当別町暴力団排除の推進に関する条例（平成27年当別町条例第15号）第2条第1号及び第2号に該当するものでないこと。
- ク プロポーザル参加表明書（以下「参加表明書」という。）の提出期日から審査完了の日までの期間において、町における指名停止を受けていないこと。
- ケ 連合体の構成員が単独事業者又は他の連合体の構成員として本業務のプロポーザルに参加するものでないこと。

(2) 単独の事業者における資格要件

- ア 町の令和7年・8年度物品等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- イ プライバシーマーク、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）またはそれらと同等のセキュリティの規格を取得し、適切な措置を講じる体制を整備していること。

(3) 連合体における資格要件

- ア 構成員のいずれかが町の令和7年・8年度物品等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- イ 個人情報等を取扱う構成員がプライバシーマーク、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）またはそれらと同等のセキュリティの規格を取得し、適切な措置を講じる体制を整備していること。
- ウ 本業務の受託者となった連合体は、業務完了後3ヵ月を経過するまでの間は、連合体を解消しないこととし、3ヵ月を経過後に契約の内容に適合しない状態等があった場合は、連合体の代表事業者が対応するものとする。

5 事務局

当別町経済部農務課農産係 担当 高橋

〒061-0292 北海道石狩郡当別町白樺町58番地9

電話：0133-27-7750

FAX：0133-23-3206

電子メール：norin3@town.tobetsu.hokkaido.jp

6 スケジュール

プロポーザルの公示	令和8年	3月	3日	(火)
参加表明書に係る質問書の提出期限	令和8年	3月	9日	(月)
質問書に対する回答期限	令和8年	3月	11日	(水)
参加表明書の提出期限	令和8年	3月	12日	(木)
企画提案書の提出要請	令和8年	3月	13日	(金)
企画提案書に係る質問書の提出期限	令和8年	3月	18日	(水)
質問書に対する回答期限	令和8年	3月	19日	(木)
企画提案書の提出期限	令和8年	3月	23日	(月)
企画提案書のヒアリング及び審査	令和8年	3月	30日	(月) 予定

7 参加表明書の提出方法

(1) 提出書類

ア 参加表明書（別記様式第1号）

イ 事業者（構成員）の概要調書（別記様式第2号）

ウ 申出書（別記様式第3号）

(2) 参加表明書の提出部数

別記様式第1号から第3号 各1部

(3) 参加表明書の提出方法

ア 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。

郵送する場合は、配達証明書付書留郵便とし、提出期限までに必着とする。

イ 提出場所

当別町経済部農務課農産係

ウ 提出期限

令和8年3月12日（木）午後5時まで

(4) 参加表明書に関する質問の受付及び回答

ア 質問の方法

質問は、「参加表明書に関する質問書（別記様式第4号）」により、事務局へ

電子メールにて行うこと。電子メール以外による質問は不可とする。また、質問書提出の際は、電話にて通信確認を行うこと。

なお、企画提案書の内容についての質問は、この期間では受け付けない。

イ 質問書の受付期間

令和8年3月9日（月）午後5時まで

ウ 回答方法

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、質問者に対して令和8年3月11日（水）までに電子メールにて回答するとともに、町ホームページに掲載する。また、再質問は、原則受け付けない。

(5) 参加要件の確認

参加希望者のうち、参加資格要件を満たしており、企画提案書の提出を要請する参加者（以下「応募事業者」という。）に対して令和8年3月13日（金）までに企画提案書の提出を書面により要請する。

参加希望者のうち、参加資格を有しないと認められる者に対しては、令和8年3月13日（金）までに、書面によりその旨を通知する。

8 参加表明書等の記入上の留意事項

(1) 参加表明書（別記様式第1号）

ア 代表者印（連合体の場合は代表事業者印）を押印のうえ、提出すること。

イ 担当者の電子メールアドレスを記入すること。

ウ 代理人や支店長など代表権のない方の代表者名で参加表明書を提出する場合は、委任状を添付すること。

エ 単独事業者又は連合体構成員すべての登記事項証明書を添付すること（発行後3ヵ月以内のもの。写し可。）

オ 単独事業者又は連合体構成員すべての納税証明書を添付すること（発行後3ヵ月以内のもの。写し可。）。対象となる税目は、法人税と消費税及び地方消費税（税務署納税証明書その3の3）、都道府県税（各都道府県税事務所納税証明書「資格審査請求」、都道府県が賦課徴収するものに限る。）、市町村税（課税対象法人に限る、登記上の所在地の市町村発行の納税証明書）とする。

カ 連合体は、前2号で定める書類のほか協定書及び委任状の写しを提出すること。

キ 単独事業者は、プライバシーマーク登録証または情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証登録証などセキュリティ規格の取得を証明する写しを提出すること。また、連合体は、個人情報当を取扱う構成員のプライバシーマーク登録証または情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証登録証などセキュリティ規格の取得を証明する写しを提出すること。

ク その他、会社概要等、参考となる書類の提出は妨げない。

- (2) 事業者（構成員）の概要調書（別記様式第2号）
- ア 総括責任者は、本業務を一貫して担当すること。
 - イ 過去の実績の対象は、令和3年4月1日以降に受託した、本業務と関連又は類似するような業務とする。
 - ウ 過去の実績が複数ある場合は、本業務と関連する規模の大きい業務から5件まで記入することができる。なお、記入した業務については、契約書（鑑）の写し及び業務の完了が確認できる資料の写し、業務の概要が確認できる書類を提出すること。
 - エ 業務実績の添付に当たっては、A4版縦1枚とし、A3版を添付する場合は折込み添付とすること。
 - オ 連合体の場合は、構成員毎に別葉とすること。
- (3) 申出書（別記様式第3号）
- 連合体の場合は、構成員毎に別葉とすること。

9 企画提案書の提出方法

- (1) 提出書類
- 企画提案書 別記様式第5号
- (2) 企画提案書の提出部数
- 企画提案書 正本1部、副本10部
 - 別記様式第5号の正本には企画提案者名を記入し、副本には企画提案者名、担当者名が特定できる語句、記号、図等は記入しないこと。
- (3) 企画提案書の提出方法
- ア 提出方法
 - 持参又は郵送
 - ※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時（最終日は午後3時）までとする。
 - 郵送する場合は、配達証明書付書留郵便とし、提出期限までに必着とする。
 - イ 提出場所
 - 当別町経済部農務課農産係
 - ウ 提出期限
 - 令和8年3月23日（月）午後3時必着
- (4) 企画提案書に関する質問の受付及び回答
- ア 質問の方法
 - 質問は、「企画提案書に関する質問書（別記様式第6号）」により、事務局へ電子メールにて行うこと。電子メール以外による質問は不可とする。また、質問書提出の際は、電話にて通信確認を行うこと。
 - イ 質問書の受付期間
 - 令和8年3月18日（水）午後5時まで

ウ 回答方法

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、質問者に対して令和8年3月19日（木）までに電子メールにて回答するとともに、町ホームページに掲載する。なお、再質問は原則受け付けない。

10 企画提案書の記入上の留意事項

(1) 共通事項

ア 文章の文字サイズは、8.0ポイント以上、図の注釈等は6.0ポイント以上とする。

イ 企画提案書のサイズは、A4版縦を基本とし、A3版を添付する場合は折込み添付とする。

ウ 正本のみ企画提案者名を記載し、副本は企画提案者が特定できる内容は記載しないこと。

(2) 業務処理体制及び計画

ア 会社の主な業務経歴は、本件と関連又は類似するような業務とする業務を中心に、令和3年4月1日以降の実績について記載すること。

イ 業務従事者は、本件を担当する総括責任者及び2名以上の業務従事者を記載すること。

ウ 業務処理体制は、業務分担の体系図及び従事スタッフを記載すること、また、連携する外部機関等があれば記載すること。

エ 業務処理スケジュールは、本業務を遂行するに当たってのスケジュールを記載すること。

オ 正本には総括責任者や業務従事者を記入し、副本の氏名欄には「総括責任者」や「主任担当者A」など、担当者が特定できない表現で記入すること。

(3) 企画提案

ア 業務体制及び実績

イ 業務提案

- ・花き共選施設における効率的な自動選別機の実装に向けた実証
- ・花き経営における経営改善支援サービスの実装に向けた実証
- ・花きの販路拡大に向けた海外輸出マーケティング
- ・その他関連業務

ウ 業務処理に係る積算等

11 プロポーザル審査会における受託者の選定

(1) プレゼンテーション及びヒアリング

ア 実施日時（予定）

令和8年3月30日（月）時間未定

イ 実施場所

当別町役場 3 階中会議室（石狩郡当別町白樺町 5 8 番地 9）

ウ プレゼンテーションに出席する者は、別記様式第 5 号に記載された総括責任者及び業務従事者のうち 3 名以内とし、総括責任者は原則として出席することとする。また、代理者の出席及び指定された者以外の出席は、原則として認めない。

エ プレゼンテーションは、提出した企画提案書のみを使用することとし、説明資料の追加は認めない。

オ プレゼンテーションは、パソコンの使用を認める。プロジェクター（HDMI 端子又は RGB 端子使用可）及びスクリーンの機材については、事務局が準備する。

カ プレゼンテーションの時間配分は、別途指定する。

(2) 企画提案の審査

企画提案書を基にプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、本業務における理解度、企画提案の内容、独創性等を総合的に評価し、最優秀者 1 者及び次席者 1 者を選定する。

(3) 選定事業者の通知

審査結果に基づき、選定された最優秀者及び選定されなかった応募事業者に書面により通知するものとする。

1 2 本業務の契約

(1) プロポーザル審査会において選定された最優秀者と見積合わせを実施し、随意契約を行う。なお、当該者と契約の交渉が成立しない場合は、次席者と契約の交渉を行うものとする。

(2) 選定後の業務内容は、原則別添要求仕様書及び提案内容を実施しなければならない。なお、その他必要な事項は、町と協議して実施する。

1 3 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語と日本円とする。

(2) 無効となる参加表明書又は企画提案書は以下のとおりとする。

ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ 虚偽の内容が記載されているもの。

(3) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、応募事業者の負担とする。

(4) 提出された参加表明書は、企画提案参加事業者の選定以外には提出者に無断で使用しない。

- (5) 提出された書類は、企画提案の応募事業者の選定及び最優秀者の選定を行う作業に必要な範囲又は場合において、複製を作成する。
- (6) 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (7) 提出された参加表明書及び企画提案書は返却しない。
- (8) 最優秀者として選定された事業者を公表できるものとする。
- (9) 公正性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表することができるものとする。
- (10) 企画提案書作成のために町から受領した資料は、町の了解なく公表及び使用することを禁ずる。